時預かり保育のご案内

令和7年10月

十渕保育園では、保護者の方の就労や就学、病気、怪我、その他家庭での保育が、緊急・一時的に難しい場合に

項目	内容		
対象児	市内におすまいの5か月~就学前の児童で保育の必要な児童 原則、保育所等に通われていないお子さん		
利用区分	就学などを行って いる場合 (原則週3日まで) (週1日程度または ・保護者が育児などに 認められた場合	 緊急・一時保育 ・保護者が週1日程度の就労や就学などを行っている場合 (週1日程度) ・保護者がケガ、病気、入院などの場合 (週1日程度または同一月内で連続して14日まで) ・保護者が育児などに伴う心理的・肉体的負担の解消を図る必要があると 	
定員	一日あたり 10 人(この内 1 歳未満児の利用は、原則2人まで)		
利用日時	月曜日〜金曜日の8:30~17:00(国民の祝日 年末年始は除く)		
利用料金	1歳未満児 2,900円/1日 3歳未満児 2,500円/1日 3歳以上児 1,500円/1日 ※上記の年齢区分は4月1日の満年齢によります。た ※利用料金はご家庭の状況に応じて、減免の制度も	給食・おやつをご利用の場合は、 別に1日300円が必要となります。 だし、1歳未満児については1歳の誕生日の前日まで。	
申込方法 □	申込み開始日のご案内 令和7年7月~9月の利用→5月1日(木)9:00~17:00 令和7年10月~12月の利用→8月1日(金)9:00~17:00 令和8年1月~3月の利用→11月4日(火)9:00~17:00 令和8年4月~6月の利用→2月2日(月)9:00~17:00 ※申込や抽選は一時預かり保育開始日(平日)に行います(土日祝日除<) 『申込み開始日初日』 初日専用入力フォームからの申し込みになります。 電話または来所では受付しません 『申込み開始日初日以降』 電話または来所で申し込み		

初日

申込フォームで希望 日を入力し申込

初日に申込された 方の中から抽選で 受付順を決めます

整後メールで返信 仮予約申込手続きを する

2日目以降 電話・来所で 申し込み

お申込みの前に必ず、ホームページで内容のご確認をお願いいたします。

URL: https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000167310.html

利用日が決まったら ⇒【**土渕保育園一時預かり事業ホームページ**】から利用登録と利用申請をお願いします。

利用の流れ

1 登録

初めての利用の前に、入力フォームで基本情報を登録します 新規登録 URL: https://logoform.jp/form/FUQz/634301



「新規登録」 入力フォーム

2 申し込み

電話または来所で利用の申し込みをしてください(申込開始日初日のみ初日専用入力フォームでの申し込み)

3 面談

初回の利用の前にお子さんの様子についてお聞きします。必要書類をお持ちのうえ、お子さんと一緒に保育園に お越しください。 【必要書類について】をご参照ください。

4 利用日の確認(仮予約)及び利用申請

申込み開始日以降であれば、仮予約ができます。 利用日が決まりましたら、入力フォームから利用申請をしてください 利用申請 URL:https://logoform.jp/form/FUQz/634297



「利用申請」 入力フォーム

5 利用承認

利用申し込み後、利用日が決定した場合、「一時預かり事業利用承認通知書(第3号様式)」をお渡しします 利用承認後の利用取消は、「一時預かり事業利用取消申請書(第5号様式)」を提出してください

6 利用料金の支払い

- 〇非定型的保育…「納入通知書にて金融機関での支払い」「利用当日に窓口で現金またはキャッシュレス決済 支払い」のどちらかを申請時に選択してください
- ○緊急・一時保育…利用当日、利用日ごとに現金またはキャッシュレス決済でお支払いください *利用可能なキャッシュレス決済については、保育園にお問い合わせください

【必要書類について】

	けんしていて	非定型	緊急·一時		
【Ⅰ】面談時必要書類	緊急連絡票	0	0		
	保険証・小児(乳幼児)医療証のコピー	0	0		
	母子手帳	0	0		
	一時預かり保育食事・健康状態記録票		0		
	健康診断書	0			
	就労・就学証明書(自営の場合は自営を証明するもの)	0			
□]	① 生活保護受給世帯の場合「生活保護受給証明書」				
【Ⅱ】減免の対象と必要書類	② 市民税非課税世帯の場合「同一世帯保護者全員分の市民税非課税証明書」				
免の	③ 年収360万円未満世帯の場合 「同一世帯保護者全員分の市民税課税額証明書」もしくは				
対 象	「市民税非課税証明書」				
と 必	④ 里親に委託されている児童の場合「児童委託証明書」				
要	⑤ 児童扶養手当受給世帯(ひとり親世帯)の場合「児童扶養手当証明書」				
類	⑥・第3子以降の児童 ・多胎児児童 「住民票の写しなど、利用児童が同一世帯と証・兄弟姉妹の第2子児童	明できる書類」			

【申し込み・問い合わせ先】 土渕保育園

電話:044-933-8951

受付時間:平日9:00~17:00(祝日・年末年始を除く月曜日~金曜日)

住所:多摩区生田2-14-5(中野島駅から徒歩15分・市バス 東土渕バス停から徒歩3分)